

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員処務規程

平成19年4月24日

監査委員告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員(以下「委員」という。)に関する事務及びその他の処務について必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員に関する事務)

第2条 代表監査委員は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 書記長及び書記の任免に関すること。
- (2) 監査、検査及び審査の執行通知に関すること。
- (3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の施行に関すること。
- (4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の施行に関すること。
- (5) その他委員の庶務に関すること。

(監査委員に関する事務)

第3条 監査委員は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 年度当初における監査等の基本方針及び年間計画等の策定並びに監査、検査及び審査の実施に関すること。
- (3) 要求監査及び請求監査に関すること。
- (4) その他委員の職務執行に関し、必要があると認めること。

(職の設置)

第4条 委員に関する事務を補助するための職として、書記長及び書記を置く。

2 書記長は、企画課長をもってこれに充て、書記は企画課職員をもってこれに充てる。

(職務)

第5条 書記長は、委員の命を受け、事務を掌理し、書記を指揮監督する。

2 書記は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(専決事項)

第6条 書記長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 通知、申請、届出、照会、回答、報告及び文書の処理に関すること。
- (3) 物品の出納及び保管に関すること。
- (4) 監査委員が協議により決定した事項に関すること。
- (5) その他委員の指定した事項及び定例的かつ軽易な事項に関すること。

(公印)

第7条 公印の名称、書体、寸法、形式、数量は、別表のとおりとする。

2 前項の公印は、書記長が管理する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日監査委員告示第4号)

この規程は、公表の日から施行する。


附 則 (平成26年10月28日監査委員告示第11号)



この規程は、公表の日から施行する。

附 則 (平成30年2月23日監査委員告示第4号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	形式	数量
代表監査委員印	てん書	方21		1個

監査委員印	てん書	方21		1個
監査委員職務執行者印	てん書	方21		1個